

防災対策調査特別委員会資料

平成 18 年 11 月 22 日

政策部 情報政策課

1. 防災行政無線(同報系)について

(1) 整備方針検討経過について

前回の平成 18 年 9 月 29 日開催の防災対策調査特別委員会後、職員 14 名(総務部長・政策部長・総務課・企画課・財政課・情報政策課)による「防災行政無線整備事業検討委員会」を組織し、平成 18 年 10 月 19 日に当委員会で整備方法について検討を行った。

①アナログ方式

事業費が一番低い①での整備方法が望ましいが、総務省の電波法関係審査基準に「市町村における同報通信系については、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、出来る限り早期にデジタル同報系に移行することとする。なお、平成 19 年 12 月 1 日以降は、現に周波数の指定を受けている場合を除き、同報通信系の周波数の指定は行わない。」と記されており、広い三豊市を全域アナログ方式でカバーするには新しい周波数の指定が必要なため時間的制限があり無理があることと、アナログ方式での整備は国の施策と合致しない。

②デジタル方式

事業費が大きすぎるうえ、現在の放送設備を全て破棄することとなる。

③アナログ・デジタル併用方式

現在、高瀬町・詫間町のアナログ方式の設備は問題なく作動し、2 町の放送設備を有効に活かしつつ、事業費を抑え国の施策に合致する整備方法である。

(2) 今後の課題

現在、放送している放送形態では、76.23%(平成 18 年 4 月 1 日現在:住民基本台帳)の家庭に戸別受信機(有線・オフトーク等)を設置していることから、防災行政無線についても引き続き戸別受信機方式を考えるべきであり、戸別受信機の個人負担の是非については、今後各方面の意見を聞き検討していく必要がある。

また、防災行政無線は本来有事や災害等の緊急時の放送のためのシステムであるため、防災行政無線で行政放送を行おうとする時には、放送時間など旧町単位での運用方法を協議する必要がある。

防災対策調査特別委員会資料

平成 18 年 11 月 22 日

政策部 情報政策課

1. 防災行政無線(同報系)について

(1) 整備方針検討経過について

前回の平成 18 年 9 月 29 日開催の防災対策調査特別委員会後、職員 14 名(総務部長・政策部長・総務課・企画課・財政課・情報政策課)による「防災行政無線整備事業検討委員会」を組織し、平成 18 年 10 月 19 日に当委員会で整備方法について検討を行った。

①アナログ方式

事業費が一番低い①での整備方法が望ましいが、総務省の電波法関係審査基準に「市町村における同報通信系については、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、出来る限り早期にデジタル同報系に移行することとする。なお、平成 19 年 12 月 1 日以降は、現に周波数の指定を受けている場合を除き、同報通信系の周波数の指定は行わない。」と記されており、広い三豊市を全域アナログ方式でカバーするには新しい周波数の指定が必要なため時間的制限があり無理があることと、アナログ方式での整備は国の施策と合致しない。

②デジタル方式

事業費が大きすぎるうえ、現在の放送設備を全て破棄することとなる。

③アナログ・デジタル併用方式

現在、高瀬町・詫間町のアナログ方式の設備は問題なく作動し、2 町の放送設備を有効に活かしつつ、事業費を抑え国の施策に合致する整備方法である。

検討結果

③のアナログ・デジタル併用方式で整備する。
事業費はおよそ16億円である。

・概算事業費内訳(情報政策課試算)

(単位:局、千円)

品名	数量	単価	金額
統合装置	一式		45,000
デジタル親局	一式		60,000
デジタル中継局	2	23,000	46,000
デジタル簡易中継局	15	7,700	115,500
デジタル屋外拡声子局	70	3,300	231,000
デジタル戸別受信機(高瀬町・詫間町除く)	13,000	70	910,000
戸別受信機アンテナ	1,300	100	130,000
工事費	一式		100,000
合計			1,637,500

(2) 今後の課題

現在、放送している放送形態では、76.23% (平成18年4月1日現在:住民基本台帳) の家庭に戸別受信機(有線・オプトーク等)を設置していることから、防災行政無線についても引き続き戸別受信機方式を考えるべきであり、戸別受信機の個人負担の是非については、今後各方面の意見を聞き検討していく必要がある。

また、防災行政無線は本来有事や災害等の緊急時の放送のためのシステムであるため、防災行政無線で行政放送を行おうとする時には、放送時間など旧町単位での運用方法を協議する必要がある。

(3) その他

平成18年度三豊市防災行政無線整備事業基本計画作成業務を平成18年11月1日(履行期間:平成18年11月1日～平成19年3月20日)に社団法人日本農村情報システム協会(会長大池裕)と契約金額1,575,000円で締結した。

三豊市防災行政無線整備事業基本計画作成業務仕様書

記

1. 目的

本市では、平成 18 年の合併に伴い、緊急時の情報が全市民に一括伝達できず、地域に情報格差をもたらしている現状にある。台風、地震等の自然災害による甚大な被害が全国各地で相次ぐ中、本市においても市民の生命、財産を保護し、また、避難指示・誘導を支援する防災行政無線の構築が緊急の課題となっている。

本仕様書は、地域住民に適切な防災関連情報の提供を図るとともに、日常の一般行政情報伝達及び災害時に十分な機能を発揮し市民の生命、財産の保護を目的とした防災行政無線のシステムの構築を目的とする。

2. 委託業務名

平成 18 年度三豊市防災行政無線整備事業基本計画作成業務

3. 施設の設置場所

三豊市全域

4. 予算規模

2,200 千円程度

この金額は、契約時の予定価格となるものではなく、本年度業務の規模を提示するものである。

5. 業務委託契約の締結

提案書の内容を検討決定し、当該提案者をもって契約対象者とする。契約対象者からは、提案内容に基づく見積書（消費税及び地方消費税額抜き）により、契約条件について協議を行い、予算の範囲内で随意契約を締結する。

6. 委託期間

契約成立の日から平成 19 年 3 月 20 日まで

7. 質問事項

(1) 提案書に関する質問は、期限までに文書 FAX（様式 5）により照会すること。

（電話・訪問による受付は不可）

(2) 質問が無い場合でも、「無し」と記入し FAX すること。

(3) 提出期限 平成 18 年 10 月 18 日（水）

(4) 質問に対する回答は、平成 18 年 10 月 20 日（金）までに文書（FAX）により行う。

8. 業務委託の内容

検討したシステムについて資料をまとめ、四国総合通信局との協議資料を作成する。

④スケジュールの作成

現状から新システムに移行するためのスケジュール表を作成する。

⑤工事入札の制限

本業務の受託者は、設置工事の入札に参加できないものとする。

⑥仕様書の疑義等

本仕様書は、主要事項のみ示しており、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。

⑦その他

- ・防災行政無線を整備するにあたり、各省庁の助成事業等の検討及び指導助言等を行う。
- ・中継地、屋外子局候補地周辺における国立公園、保安林指定等についての情報収集・整理を行うとともに、候補地の所有者に関する住宅地図、公図、登記簿等の資料について収集・整理を行う。

9. 提案書の提出

- (1) 提出期限 平成 18 年 10 月 26 日 (木)
- (2) 提出場所 三豊市情報政策課
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (必着)

※持参の場合は事前に電話連絡をすること。

(4) 提出書類

①見積書 (様式 1)	1 部
②参加意思表明書 (様式 2)	1 部
③会社概要 (様式 3)	5 部
④業務実施体制及び実績等 (様式 4)	5 部
⑤提案書	5 部
⑥提案書電子媒体	1 枚

10. その他

- (1) 提出書類についての作成・提出等に要する費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には応じない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出書類において虚偽の記載・表現等がある場合には、失格となる場合がある。

デジタル同報系防災行政無線システム

デジタル同報システムの主な特長

1 役場等と関係施設の通信が可能（同時通話機能）

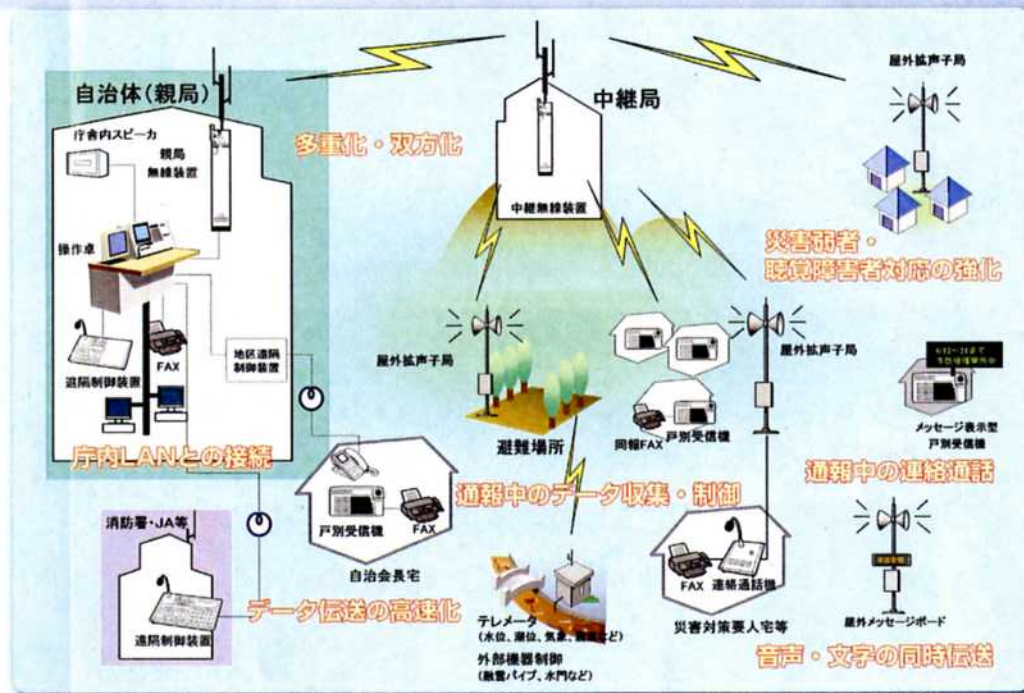
通信は、双方向同時送受信ですので一般の固定電話と同じような感覚での通信が可能です。デジタル同報無線システムにより災害時に強い通信網を確保することができます。

2 多チャンネル化が可能（複数チャンネル機能）

割当てられた帯域を複数のチャンネルに分けての通信が可能ですので、同時に複数の機能を利用することができるようになります。これにより、FAXを送りながら、テレメータで観測情報を収集するなど、回線の有効な利用が可能です。

3 各種のデータ通信が可能（データ通信が可能）

- ① FAXはもちろんのこと、拡声子局に災害用カメラを設置することで危険箇所の監視を行うことができます。
- ② 雨量/河川テレメータなどとも接続ができます。
- ③ 耳の不自由な方などへ文字伝送による情報伝達が可能となります。
- ④ 同報無線の特性を活かして1対1通信だけではなく、複数の相手に対してデータを送ることができます。



同時複合サービスの実現とデータ伝送機能強化

- 拡声中の緊急連絡通話
- 拡声+文字放送
- 拡声+テレメータ収集
- 画像(静止画・準動画)+各種センサー

拡声中の緊急連絡通話

親局が拡声通話中であっても子局からの連絡通信(複信)が行えます。

拡声中のテレメータ情報収集

親局が拡声通話中であっても河川水位、気象情報等観測データの収集が行えます。

画像・文字データの伝送

親局が拡声通話中であっても子局からテレメータ情報・監視情報、文字表示盤への文字伝送等が行えます。

選択呼出機能の強化

- きめ細かな選択呼出が可能(設置場所や住民のニーズに合わせた情報の伝達)

設置場所に合わせた情報の伝達

- ・海岸部への情報伝達
- ・避難場所への情報伝達
- ・河川沿いへの情報伝達

住民のニーズに合わせた情報の伝達

- ・独居老人や聴覚障害者、外国人等の災害弱者に対してきめ細かなサービスが可能。
- ・外国人宅 外国語での表示
- ・独居老人宅
- ・支所、事務所、学校等 FAXによる伝送
- ・聴覚障害者宅 文字表示、目録再尋